

★令和5年度贈与税改正と令和6年分の贈与税申告状況

令和5年度贈与税改正により、令和6年1月1日以降の贈与について相続時精算課税の利便性がよくなりました。そのため、相続時精算課税の利用が増えるのではないかと予想されていました（OSA通信-第138号など）。今回は、国税庁発表の令和6年分贈与税申告状況についてご紹介します。

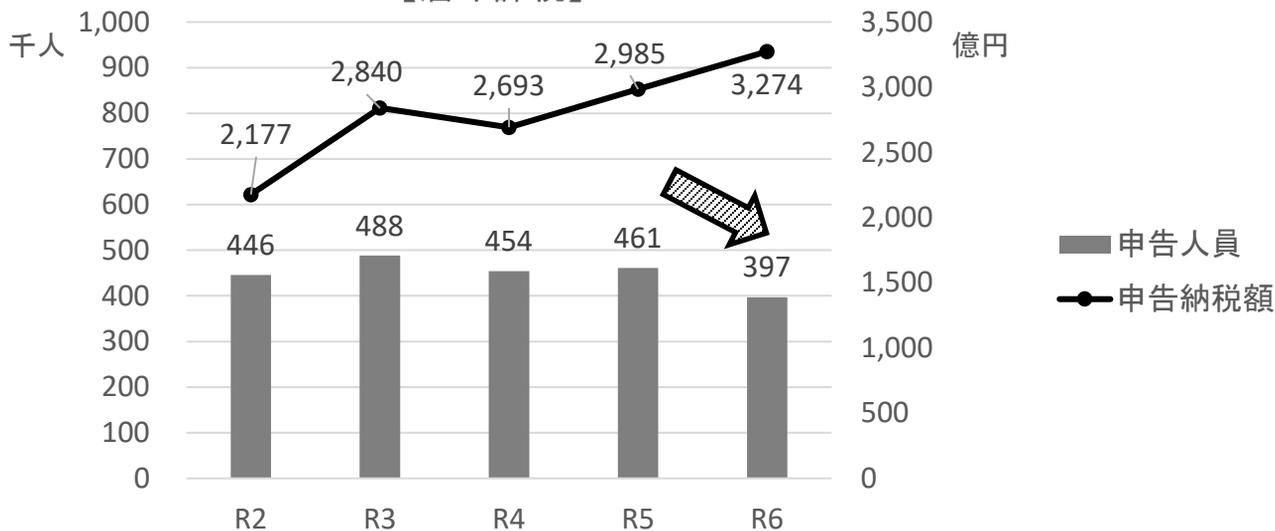
（若林茂）

◎令和5年度贈与税改正の概要

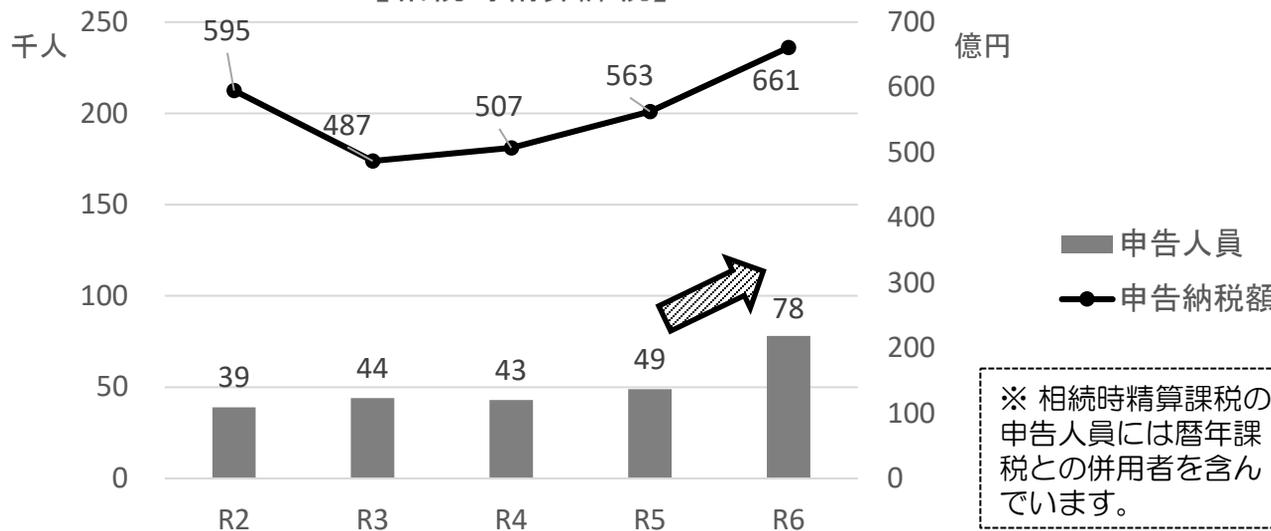
- ①暦年課税…生前贈与加算の対象期間が相続開始前3年以内から7年以内に延長された。
- ②相続時精算課税…毎年110万円の基礎控除が創設された。

◎令和6年分の贈与税申告状況

【暦年課税】



【相続時精算課税】



※ 相続時精算課税の申告人員には暦年課税との併用者を含んでいます。

◎まとめ

相続時精算課税を適用した申告人員は78千人（前年比59.2%増）と大幅に増加しました。暦年課税の申告人員が減少していることから「暦年課税」から「精算課税」へとシフトしている可能性があります。また、上記申告人員には相続時精算課税選択届出書のみ提出し、110万円以下の贈与を受けた人数は含まれていないようです。実際にはさらに相続時精算課税による贈与を行っている人は多いと予想されます。今後、相続時精算課税の利用を検討している方はその制度をよく理解した上での利用をお勧めします。